

共同受電事業廃止に伴う移管作業説明会について

平成30年1月18日(木)13:30から組合2階会議室において、標記説明会を行いました。今回の説明会は、平成30年度移管予定需要家が対象でしたが、36名の方々に参加していただきました。

☆ まず、組合事務局より別紙移管作業フローにより、説明が行われました。

主な説明ポイントは以下のとおりです。

- 各需要家の電気設備について1月下旬より調査を実施、3月末までに判定を行う。
 - ・ 調査判定は、南九州電設に組合が委託し、費用については組合が負担する。
 - ・ 判定は、A、B、Cの3段階である。Aは改修工事の必要なし、Bは一部改修工事必要、Cは抜本的な改修工事必要の判定であり、B及びCについては各需要家の費用負担で九電移管工事までに改修工事を行うことが必要。
 - ・ 同一敷地に複数ある事業所は柵、フェンス工事を実施しないと単独供給ができない。
- 各需要家毎に九電へ使用申込書を電気工務店を通じて4月末までに提出する。
- 移管工事は、九電担当区域は、7月以降、NTT担当区域は10月以降の予定である。
 - ・ 仮設工事及び電柱撤去は組合施工、電柱設置は九電およびNTT施工、電気設備工事は九電施工
- 移管作業中、最低2回は停電が発生する。
 - ・ 仮設工事切替時及び九電への切替時
 - ・ 無停電工事を希望される需要家は自己負担となる。
- 各需要家の担当者名を組合へ2月28日までに通知すること。

☆ 説明終了後、質疑応答がなされ、組合、九電及び南九州電設担当者が回答しました。

- (Q) 調査時期は、いつからか。
- (A) 1月後半から開始したい。
- (Q) 過去2年間で最も高額な改修工事費は
- (A) 60万円台であるが、条件によって変わってくる。また、CランクがBランクより安価な場合もある。
- (Q) Cランクとはどのような場合か。
- (A) いろんなパターンがあるが、工場内配線が古い場合や、ブレーカー容量が不足する時は、交換が必要となる。また、現在1事業所で引込が複数ある場合、九電接続時には、1引込となるため抜本改修となる。
- (Q) 移管工事を当社だけ新電力会社にしてもらうことはできないか。
- (A) 共同受電を行っている組合が、九電に一括移管を依頼し実行していることから、新電力に実施してもらうことは不可能である。
また、九電へ移管してから1年以内に新電力会社に変更すると料金体系取扱が変わることなどから、通常より経費が増加する。